

## [事案 24-200] 手術給付金支払請求

・平成 25 年 6 月 19 日 和解成立

### <事案の概要>

肝細胞癌の治療のための手術（肝動脈塞栓術）について、手術給付金の給付倍率を 10 倍と判断されたことを不服として、給付倍率 20 倍として支払うことを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成 24 年 7 月に受けた手術（肝動脈塞栓術）は、下記の理由から、保険約款に定める手術給付倍率表の「その他の悪性新生物手術」に該当するので、給付倍率を 20 倍として、既に支払われた手術給付金との差額を支払ってほしい。

- (1) 手術給付倍率表は、「部位」「病名」によって分類されており、それぞれに「術式」が定められている。
- (2) 肝細胞癌の治療のための手術を受けたのだから、「悪性新生物の手術」欄を参照するのが自然である。
- (3) 同時期に給付金請求した他の生命保険会社は、給付倍率 20 倍として支払っている。

### <保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 手術給付金の支払対象となる手術については、「手術給付倍率表」記載の「手術の種類」のいずれに該当するかを判断して、該当する給付倍率の支払いを行っている。
- (2) 給付倍率は「いかなる病変に対するものであったか」ではなく、「いかなる種類の手術が行われたか」の点で判断する。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行ったところ、紛争の早期解決の観点から、保険会社より和解案の提示があり、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。